

新 旧 対 照 条 文

◎ 国民健康保険事業費納付金条例参考例 (抄) (本則関係)

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)	
第R条	子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、県（都・道・府）に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。	(新設)	
一	算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額		
二	算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額		
※	ただし書は、 β とする場合のみ		
	(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)		
第S条	子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、算定政令第十一条の二第四項第一号（第二号）に掲げる数とする。	(新設)	
	(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)		
第T条	子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号（第二号）に掲げる数とする。		
※	前条で第一号に掲げる数とした場合のみ		

(子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数及び子ども・子育て支援納付金被保険者均等割指数)

第U条 子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数は、○○から△△までの範囲内において知事が定める数とする。

※ 第S条で第二号に掲げる数と規定とした場合のみ

2 子ども・子育て支援納付金納付金所得割指数は、○○から△△△△までの範囲内において知事が定める数とする。

※ 第T条で第二号に掲げる数とした場合又は前条で第二号に掲げる

数とした場合のみ

(規則への委任)

第V条 (略)

(新設)

(規則への委任)

第R条 この条例(章)で定めるもののほか、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。